

青森県報

第二千三百二十三号

平成十六年
五月七日
(金曜日)

目次

告 示

危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施……………(防災消防課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……二

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

告 示

青森県告示第三百二十七号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二十三に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)第五十八条の十四第三項の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目(昭和六十二年消防庁告示第四号)第三の一の規定により公示する。

平成十六年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 講習の種別並びに日時及び場所

1 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成十六年六月七日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成十六年六月二十三日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成十六年六月二十五日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター
平成十六年七月十三日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	弘前市大字城東北四丁目一の 弘前市農業協同組合本店
平成十六年九月三日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	三沢市大字三沢字堀口一六の七 おいらせ農業協同組合
平成十六年九月二十八日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館

2 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設(1に該当する危険物施設を除く。)において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成十六年六月八日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成十六年六月九日 午後二時から午後五時まで	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一 の八 スワニー
平成十六年九月二十九日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館

3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成十六年六月七日 午後二時から午後五時まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸

平成十六年六月二十三日 午後二時から午後五時まで	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成十六年六月二十五日 午後二時から午後五時まで	五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター
平成十六年七月十三日 午後二時から午後五時まで	弘前市大字城東北四丁目一の一 弘前市農業協同組合本店
平成十六年九月三日 午後二時から午後五時まで	三沢市大字三沢字堀口一六の七 おいらせ農業協同組合
平成十六年九月二十八日 午後二時から午後五時まで	青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館

二 受講対象者

- 1 危険物施設において、危険物の取扱作業に従事し、作業従事日から一年以内に講習を受講していない者（ただし当該作業に従事することになった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は講習を受けている者を除く。）
- 2 前回の講習を受けた日から三年以内に講習を受講していない者
- 3 1及び2以外の者で受講を希望する者

三 受講申請書の受付期間

講 習 場 所	受 付
八戸市東白山台一丁目一の一 ウエルサンピア八戸	平成十六年五月七日から 同月二十七日まで
上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一の八 スワン一	平成十六年五月十日から 同月二十八日まで
むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館	平成十六年五月二十四日から 同年六月十一日まで
五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター	平成十六年五月二十五日から 同年六月十四日まで
弘前市大字城東北四丁目一の一 弘前市農業協同組合本店	平成十六年六月十四日から 同月三十日まで
三沢市大字三沢字堀口一六の七 おいらせ農業協同組合	平成十六年八月二日から 同月二十日まで
青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館	平成十六年八月二十三日から 同年九月十日まで

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 受講申請書の提出先

青森市中央三丁目二〇の一 二 青森県警察本部交通管制センター二階

社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに四千七百円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちょう付（消印しないこと。）して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会（電話〇一七 七三二 五一〇〇）へ問い合わせること。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年四月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人三沢モータースポーツ協会

三 代表者の氏名

小 檜 山 吉 紀

四 主たる事務所の所在地

三沢市大字三沢字下久保五九の四四八

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び周辺市町村民に対して、モータースポーツの振興や普及啓発及び三沢米軍基地に在住の諸外国人との国際交流を図る事業を行うことによつ

て、青少年の健全育成と豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年四月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人思いやり家族

三 代表者の氏名

新谷 泰造

四 主たる事務所の所在地

むつ市新町一七の四〇

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および身体障害者もしくはその家族並びに地域住民に対して、必要な福祉サービスなどの事業や環境の保全を図る事業を行うことにより、その家族の自立を図り、もって地域共同社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年四月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ACTY

三 代表者の氏名

町田 直子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字八日町八

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市民及び周辺市町村民に対し、まちづくりや国際交流に関する事業を行うことによって、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭